

京都市告示第500号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年1月6日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
南第三緯4号 線	南区東九条東岩本町25番地地先から 同町24番地の5地先まで	旧	メートル 77.80	メートル 1.50 ~ 3.25
		新	77.80	6.00 ~ 10.80

(建設局土木管理部道路明示課)